

令和2年3月5日

立川市議会議長様

会派名 日本共産党
質問者 上條彰一

文書質問書

立川市議会文書質問取扱要領第4条の規定に基づき、次のとおり文書による質問を提出いたします。

1 質問項目及び内容

(1) 気候変動への対応について

- ①市としての気候変動についての見解
- ②国の対応についての見解
- ③市民とともに取り組みを進める姿勢について
- ④ごみの焼却を最小限にする施策について
- ⑤再生可能エネルギーの普及拡大について
- ⑥省エネ対策の徹底について

(2) 児童・生徒の安全性の確保について

- ①学校現場からの要望についての検討状況について
- ②施設改修の要望への対応について
- ③児童・生徒のオリンピック・パラリンピック観戦について

(3) 新型コロナウイルス肺炎対策について

- ①市としての考え方と対応について
- ②国や都、医療機関と連携した対応について
- ③市民の不安を解消するための正確な情報提供について
- ④市としての相談窓口の設置について
- ⑤差別や偏見を解消する対応について

2 質問の趣旨及び理由

(1) 気候変動への対応について

- ①地球規模の気候変動が問題を先送りできない「気候危機」という実態となっている。
今年は「パリ協定」が本格的に始動する年であり、温室効果ガス排出「実質ゼロ」に向けての取り組みが問われているが、市としてどのような見解をもっているのか。
- ②日本政府には切迫した事態という認識がなく、世界の水準から大きく立ち遅れているがどのような見解か。市長会を通じて政府に意見を上げるべきと考えるがどうか。
- ③市民の協力をえられなければ、取り組みは進まないが見解はどうか。「非常事態宣言」を行う自治体や政府機関が全世界で 1100 を超えているが、市としても検討すべきではないか。

- ④温室効果ガスの削減のために、ごみの焼却を最小限にし、ごみの減量・資源化をこれまで以上に推進すべきと考えるがどうか。生ごみの減量・資源化について、具体的にどのように取り組むのか。
- ⑤再生可能エネルギーの普及拡大の取り組みは、どのような到達点となっているのか。市は公共施設への太陽光発電などの設置や市民への補助を廃止したが、こうした考え方を見直すべきではないか。市として太陽光発電や小水力発電、風力発電など再生可能エネルギーの普及拡大に努力すべきではないか。
- ⑥市でも省エネの取り組みをしているが、どのような到達点となっているのか。市の温室効果ガスの排出は横ばいとなっているが、目標達成のためにどのように努力するのか。市民や事業者に省エネのために、どのような働きかけをするのか。

(2) 児童・生徒の安全性の確保について

- ①毎年、校長会や教職員組合などから学校施設や設備などの改善要望が出されているが、どのような検討が行われているのか。
- ②学校要望への対応の到達点はどのようにになっているのか。児童・生徒の安全のため「早期対応」が必要なケースがあるが、どのように考えているのか。
- ③児童・生徒の「観戦」について、解決しなければならない課題が指摘されているが、どのような検討をし、どのように対応しようとしているのか。いのちと健康、安全面の保障ができない場合は、観戦「中止」の決断も必要と思うがどう考えるのか。学校現場と教育委員会との意見交換はどのようにされているのか。

(3) 新型コロナウイルス肺炎対策について

- ①新型肺炎の感染は、潜伏期間中に人から人への感染が広がる新たな段階に入っている可能性が指摘されており、緊急対策を抜本的に強化することが求められていると考えるが、市の考え方と具体的な対応はどのようにされているのか。「新型インフルエンザ等行動計画」では「相談窓口の整備」や「対策本部の設置」が規定されているがどのようにになっているのか。
- ②批判されているような国の対応の遅れについて、どのような見解をもっているのか。国や都、医療機関との連携のための対応はどのような形で行われているのか。市民や地元業者などから求められる要望に対応するために、国や都に意見を上げるべきではないか。
- ③市民の中で不安が高まっているが、不安を解消するための正確な情報提供が必要と考えるが、どのように対応するのか。
- ④市として、市民からの相談を受けるため、専門家の配置を含めて相談窓口を設置すべきと考えるがどうか。
- ⑤市民の中に差別や偏見が産まれているが、差別や偏見を解消するために、市としての積極的な情報発信が必要と考えるが、どのように考えるのか。

3 回答を求める者

立川市長

文書質問回答書 上條彰一議員

1. 気候変動への対応について

①市としての気候変動について見解

地球温暖化による気候変動については、環境問題の中でも大きな課題と認識しており、第4次長期総合計画後期基本計画におきましても、温暖化対策は全ての施策に通底する概念と位置づけて取り組んでまいりたいと考えております。

②国の対応についての見解

地球温暖化に関する国の対応について、コメントする立場にはありませんが、地球温暖化対策を推進するうえでの体制や枠組みの整備については、現在も市長会等を通じて、国に対し求めております。

③市民とともに取り組みを進める姿勢について

本市では現在、環境フェアなどのイベントの開催、環境学習講座や生きもの観察会の実施、学校等での環境学習などを行い、意識啓発に努めています。

基礎自治体として、日ごろから環境に配慮した行動を実践する市民を増やしていくことが最も重要なことと考えておりますので、今後も、こうした取組を継続してまいります。

気候非常事態宣言をしている自治体があることは承知をしております。現時点で、宣言をする予定はございませんが、温暖化対策は大きな課題だと認識しておりますので、国や都の動きを注視してまいりたいと思います。

④ごみの焼却を最小限にする施策について

毎年行っております燃やせるごみの組成分析調査におきましては、資源化可能な紙類が約15%、容器包装プラスチックが約5%含まれていることが判っております。これらのものをまず、分別・リサイクルすることが、焼却による温室効果ガスの排出削減につながると考えております。

特に、容器包装プラスチックにつきましては、石油が原料であるため、紙類に比べ、多くのCO₂を排出することから、「汚れをふき取り、水ですすいで」分別することを、さまざまな機会・方法により、多くの市民にお願いする必要があると考えております。

今後は、小さなものを含む紙類や容器包装プラスチックの分別方法を広く周知するとともに、汚れた容器包装プラスチックの混入を防ぐため、収集時の確認方法などを検討してまいりたいと考えております。

生ごみの減量・資源化につきましては、大山自治会のご協力の下、大山団地において分別・資源化事業に取り組んでおります。今後の展開といたしましては、大山団地における取組を通じ、他の地域に広げた場合の課題と解決策を整理し、持続可能な取組となるよう、検討してまいりたいと考えております。

⑤再生可能エネルギーの普及拡大について

再生可能エネルギーの導入については、大変重要なことと認識しており、第2次環境基本計画においても、市・市民・事業者の各主体で導入を推進していくこととしており、今後も普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

公共施設における再生可能エネルギーの導入検討については、第2次環境基本計画の中

でも記載されておりますので、引き続き施設改修の際などに、機能的、効率的な導入の検討を行ってまいりたいと考えております。

⑥省エネ対策の徹底について

現在、市の施設においては、省エネを含めたエコオフィスプラン21を実行しており、温室効果ガスの排出量の目標を設定して取り組んでおります。

今後も継続し、更なる省エネ、温室効果ガスの排出量削減を目指してまいります。

市民への省エネの啓発は、ホームページや広報への掲載、夏冬の電力需要の高い時期にポスターやチラシでの啓発を行っております。今後も、工夫しながら啓発を行ってまいりたいと考えております。

2. 児童・生徒の安全性の確保について

①学校現場からの要望について

令和2年度予算に対する校長会要望のうち施設関係のものは、防犯カメラの更新、体育館空調の導入、ガラス飛散防止対策、雨漏り対応などです。これらの項目については、令和2年度予算案に計上しております。

また、教職員組合から要望があったことは確認しておりますが、学校施設の一般的な要望となっておりますので、個々具体的な検討ではなく、それぞれの学校の改修の際に参考とさせていただきます。

②施設改修の要望への対応について

改修要望は多岐に亘っておりますので限られた予算で一度に対応することはできません。児童・生徒の安全を最優先し、優先順位をつけて要望に応えてまいりたいと考えております。

今までもブロック塀の改修や非構造部材の耐震化、ガラス飛散防止対策など対応をしてまいりました。今後も児童・生徒の安全を最優先し、優先順位をつけて対応してまいりたいと考えております。

平成30年度から、公共施設保全計画の実施を原則保留とし、今後は「公共施設再編個別計画」に基づき施設の再編を進めていくこととしており、平成31年度から令和10年度までの期間を前期5年、後期5年にわけ、中学校圏域ごとに施設の建替え整備又は維持保全の方向性を示す施設整備計画を策定していくこととしております。

そのため、再編個別計画では、施設整備計画に基づく建替え又は改修等が行われるまでの間の施設の保全等について、方向性を示しております。

具体的には、再編個別計画の前期の対象となる施設の保全等については、施設の状態を確認して、必要に応じて「修繕」を行い、安全性に配慮すること、特に保全計画で「改修」が予定されていた施設や老朽化が進行している施設については十分な確認をしていくこととしております。

また、後期に対象となる施設の保全は、令和5年度までは再編が行われないため、安全に配慮し、改修の必要性を判断し、機能を維持・回復するための「改修」又は「修繕」により対応をしていくこととしております。

③児童・生徒のオリンピック・パラリンピック観戦について

オリンピック・パラリンピック観戦時の主な課題としては、暑さ対策、交通安全対策があげられます。

暑さ対策については、各学校で冷却材及び経口補水液を会場に持ち込み対応することとしております。

交通安全対策については、オリンピック・パラリンピック観戦引率支援員を1校当たり最大3名配置して、児童・生徒の安全を確保してまいります。

新型コロナウイルスの感染状況を把握しつつ、東京都教育委員会からの通知に基づいて、今後、市長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部で情報共有を図り、判断してまいります。

オリンピック・パラリンピック観戦の安全確保につきましては、都教育委員会からの情報を各学校に提供するとともに、各学校の現状を踏まえた対応策について、校長会と連携を図り、状況に応じた対応を検討してまいります。

3. 新型コロナウイルス肺炎対策について

①市としての考え方と対応について

新型コロナウイルスへの本市としての対応は、1月22日に、感染拡大について注意を促すホームページを作成し、立川市医師会、東京都多摩立川保健所とも連携しつつ情報収集し、必要な情報発信に努めているところでございます。

また、2月6日と2月19日に危機管理対策会議を開催し、庁内で情報共有等を行い、19日に立川市新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げました。

今後も、国や都の動向を注視し、情報収集と市民の皆様への的確な情報発信に努めてまいります。

②国や都、医療機関と連携した対応について

国や都との連携は、文書やメール、必要に応じた会議等により連携しているところでございます。医療機関とは、直接連携することは現在のところございません。

市民等からのご意見につきましては、検討のうえ、必要に応じて対応を行っていくものと考えております。

③市民の不安を解消するための正確な情報提供について

日々、感染者が拡大する中での不安について、国は冷静な対応を呼びかけ、情報については適切に発信されているものと認識しています。今後も、情報の収集に努め、的確な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

④市としての相談窓口の設置について

現在、新型コロナウイルスについての相談は、国や保健所の相談窓口や、「帰国者・接触者相談センター」としており、立川市に寄せられる相談につきましては、主な相談項目ごとにQ&Aを含め、市民に分かりやすいように案内先を市ホームページでお示しし、対応しております。今後も状況変化など勘案しながら対応してまいります。

⑤差別や偏見を解消する対応について

現在国では、新型コロナウイルスに関するQ&Aを掲載したり、ツイッター等のSNSや検索サイトにおいても、フェイクニュースやデマなどの対策に乗り出していると聞いて

おります。本市でも的確な情報を発信するために必要な対応を図っております。

また、学校における中国から帰国した児童生徒への差別や偏見が生じないように、教育委員会では各学校に対して、文部科学省や東京都からの正確な情報に基づき、適正な対応を図ることを、人権教育の一環として児童生徒に指導するように指示しています。さらに、全校において学校ホームページ上に文部科学省のリンクを貼り、新型コロナウイルスに関する正確な情報を保護者や地域にも周知することで差別や偏見が生じないように努めています。

引き続き、文部科学省や東京都から発出される新型コロナウイルスに関する通知を各学校に迅速に伝え、情報共有を徹底したうえで適正な対応に取組んでまいります。